

秋田県条例第六十号

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田県国民健康保険条例（平成二十九年秋田県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第四号中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。